

高校部活動の生徒引率における安全対策について

令和 8 年 7 月 3 日 教育学術課、教育人材開発課、体育保健課

磐越道のマイクロバス事故を受け、県立・私立学校に対する生徒引率に係る安全管理の徹底や県立学校において改めて規定等に基づく手続きの徹底を行うとともに、県立・私立学校への貸切バス利用等への補助制度を新設・拡充し、更なる生徒の安全確保を図っていく。

1 県立・私立学校に対する安全管理の徹底、県立学校の規定等に基づく手続きの徹底

県立・私立学校に対して生徒引率に係る安全管理を徹底するよう周知するとともに、県立学校においては改めて貸切バスや自家用車等の使用に関する規定等に基づく手続きを徹底するよう指示した。

(1) 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて (R8. 6. 30 文部科学省等通知)

文部科学省等から、学校教育等における自動車による移動時の安全確保対策について、実効性のある対策をとりまとめ、示されたことから、教育活動等の実施にあたり生徒の安全確保の徹底を通知した。

【実効性のある対策（主な内容）】

①ガバナンスの徹底

…組織として対応し、学校管理職による書面での生徒引率計画等の事前承認を含む安全管理の徹底

②適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

…国の許可を受けた交通事業者等を選定し、契約書等の書面により契約内容を明確化

③自家用車・レンタカー利用時における「安全管理チェックシート」の活用

…事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性を確認し、当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況を確認。また、学校管理職による引率計画等の書面等による事前承認を徹底

(2) 部活動の遠征等における安全確保について (R8. 5. 19 文部科学省等通知)

文部科学省等から、部活動の遠征等における安全確保の留意点が改めて示され、教育活動の実施にあたり生徒の安全確保・事故防止等に万全の措置を講じるよう通知した。

【安全確保の留意点】危機管理マニュアルの見直し、事業者との適切な契約、教職員への研修 など

(3) 一般旅客自動車運送無許可バスの利用禁止の徹底について (R1. 8. 7 教育長通知)

令和元年 6 月に行った調査により、県立学校の部活動等で 6 校 2 4 件の一般旅客自動車運送無許可バス（いわゆる白バス行為）利用が判明したことを受け、同年 8 月 7 日付けで県立学校に対し「一般旅客自動車運送無許可バスの利用禁止の徹底について」を通知し、利用禁止の再度の徹底及び運送引受書による事業者の確認を求めている（市町村教育委員会へも参考送付）。

(4) 県立学校教職員の生徒引率関係自動車の使用に関する考え方について (R2. 11. 12 教委)

令和 2 年 1 1 月に県立学校教職員が児童生徒引率の際に自家用車等を使用する場合の取扱要項を定め、安全性を確保した上で校長が許可する場合に限り、使用を認めることとしている（県外を勤務地とする場合は、県教委の承認が必須）。

※私立学校に対しても、県立学校の取組を参考に安全管理体制を再点検されるよう、県立高校の通知を送付。

2 県立・私立学校への補助制度の新設及び拡充

生徒移動の安全を確保するため、部活動の生徒引率に係る貸切バス等の経費の一部助成及び自動車安全運転研修の実施に要する経費が 6 月補正予算で措置された。（県立高校：増額、私立高校：新設）

【県立学校】

○部活動の生徒引率に係る旅費支援事業 6 月補正予算額 10,000 千円

生徒移動の安全確保や教職員の負担軽減、生徒保護者の経済負担軽減を図るため、公式大会に加え、練習試合等における貸切バス等の利用に係る経費の一部を支援する。

・練習試合等…補助率：1／4（上限 100 千円）

※公式大会への助成（補助率：1／3（上限 150 千円））は当初予算により措置済（20,000 千円）

【私立学校】

○部活動の生徒引率に係る旅費支援事業 6 月補正予算額 8,000 千円（研修支援と合わせて）

学校の実態に応じ、生徒引率においてレンタカーの利用によらざるを得ないケースを対象に、より安全性の高い移動手段（貸切バスや公共交通機関等）へ変更する経費の一部を支援する。

・公式大会…補助率：1／3（上限 150 千円）

・練習試合等…補助率：1／4（上限 100 千円）

○教職員の自動車安全運転研修受講支援事業

生徒引率を行う教職員等を対象として、自動車安全運転研修を実施する学校に対し、その研修受講に係る費用の一部を支援

・自動車学校の安全運転研修受講費用や安全運転研修の実施に係る講師謝金等（補助率：1／2（上限なし））